



和歌山市公報

令和8年（2026年）5月15日
第1823号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【告示】

番号		ページ
194	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・・・・・・・・・（市民自治振興課）	2
195	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・・・・・・・・・（市民自治振興課）	3
196	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	4
197	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	5
198	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	6
199	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・・・・・・・・・（市民自治振興課）	7
200	公示送達（令和8年度市民税県民税森林環境税納税通知書）・・・・・・・・（市民税課）	8
201	特定施設の構造等の変更に関する事前評価の縦覧・・・・・・・・・・・・・・（環境政策課）	9
202	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・・・・・・（指導監査課）	12
203	介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・（指導監査課）	13
204	介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定、指定介護予防サービスに係る指定及び指定居宅介護支援に係る指定・・・・・・・・・・・・・・（指導監査課）	14
205	介護保険法の規定による第1号事業に係る指定・・・・・・・・・・・・・・（指導監査課）	15
206	身体障害者福祉法の規定による医師の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（障害者支援課）	16

【公告】

- 所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・・・・・（地籍調査課） 17

【農業委員会公告】

- 農業委員会総会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（農業委員会事務局） 18

【企業局告示】

- 20 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・（企業総務課） 19

和歌山市告示第194号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月8日

和歌山市長 尾花正啓

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
川永団地勤住協 自治会	代表者の 氏名及び 住所	(登載省略)	(登載省略)	令和7年4月6日
	主たる事 務所の所 在地	(登載省略)	(登載省略)	
	代表者の 氏名及び 住所	(登載省略)	(登載省略)	令和8年4月5日
	主たる事 務所の所 在地	(登載省略)	(登載省略)	

(令和8年5月8日揭示済)

和歌山市告示第 1 9 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 5 月 8 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
湊地区第七区 自治会	代表者の氏名 及び住所	(登載省略)	(登載省略)	令和 8 年 4 月 1 9 日

(令和 8 年 5 月 8 日揭示済)

和歌山市告示第196号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和8年5月8日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和8年4月16日、同月21日及び同月25日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和8年4月21日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番地1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和8年5月8日揭示済)

和歌山市告示第197号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和8年5月8日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和8年4月24日、同月27日、同月28日及び同月30日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番地1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和8年5月8日揭示済)

和歌山市告示第198号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年5月8日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和8年5月9日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和8年1月17日、同月26日 及び同月30日	令和8年2月4日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和8年1月22日及び同月29日	令和8年2月4日
J R和歌山市駅周辺自転車等放置禁止区域	令和8年1月23日	令和8年2月4日
和歌山市内一円市道上	令和8年1月20日、同月23日 及び同月29日	令和8年2月4日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番地1

電話 422-4100

(令和8年5月8日揭示済)

和歌山市告示第 199 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 5 月 14 日

和歌山市長 尾花正啓

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
山口西自治会	代表者の氏名 及び住所	(登載省略)	(登載省略)	令和 8 年 4 月 19 日

(令和 8 年 5 月 14 日 揭示済)

和歌山市告示第200号

納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民税課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年5月15日

和歌山市長 尾花正啓

送達書類の名称 令和8年度 市民税県民税森林環境税納税通知書
(別紙省略)

(令和8年5月15日揭示済)

和歌山市告示第201号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和8年5月15日

和歌山市長 尾花正啓

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社 オークワ
和歌山市中島185番地の3
代表取締役 大桑 弘嗣

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

オーデリカファクトリー和歌山
和歌山市大垣内字澤657番地外

(3) 特定施設の種類

変更なし

(4) 特定施設に関する事項

別表第1のとおり

(5) 汚水等の処理に関する事項

別表第2のとおり

(6) 排出水の汚染状態及び量

別表第3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和8年5月15日から令和8年6月5日まで

(2) 場所

和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所6階 和歌山市市民環境局環境部環境政策課

別表第1 特定施設に関する事項

区分	変更前	変更後
特定施設番号及び名称	66-5 弁当製造業の用に供する 厨房施設	同左
構造	床コンクリート製	同左
主要寸法	建屋(76.5m×43.5m) 1F 3,098㎡ 2F 3,038㎡ 計6,136㎡	同左
能力	米飯 16,500食/日 おにぎり 42,000食/日 和洋中華総菜 8.0トン/日 寿司・寿司シャリ 8.0トン/日 サラダ 8.0トン/日	米飯 33,000食/日 おにぎり 84,000食/日 和洋中華総菜 16.0トン/日 寿司・寿司シャリ 16.0トン/日 サラダ 16.0トン/日

1日当たりの使用時間		24時間		16時間			
使用の季節的変動の有無		なし		同左			
汚水等の汚染状態	項目	区分		通常	最大	通常	最大
		pH	6~8	4.5~9	6~8	4.5~9	
	BOD (mg/L)	500	800	500	800		
	COD (mg/L)	300	600	300	600		
	SS (mg/L)	200	500	200	500		
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	30	60	30	60		
	全窒素 (mg/L)	20	40	20	40		
	全リン (mg/L)	10	12	10	12		
汚水等の1日当たりの量 (m ³)		338	433	338	433		
備考							

別表第2 汚水等の処理に関する事項

施設名	変更前				変更後				
施設名	総合排水処理施設				排水処理施設（既設）				
主要寸法	13,400 L×19,250 W ×6,700 H				同左				
能力	BOD 負荷 600kg/日				BOD 負荷 360kg/日				
処理の方式	固定床式活性汚泥法				接触ばっ気方式(ビオスフェア投入)				
1日当たりの使用時間	24時間				同左				
使用の季節的変動の有無	なし				同左				
汚水等の汚染状態	項目	区分		通常		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	6~8	6~8	4.5~9	6~8	6~8	6~8	6~8	6~8
	BOD (mg/L)	500	20	800	80	600	30	650	40
	COD (mg/L)	300	30	600	60	350	30	400	40
	SS (mg/L)	200	30	500	90	200	30	250	40
	n-Hex (mg/L)	30	<1	60	5	20	4	25	4.5
	T-N (mg/L)	20	20	40	30	25	20	25	20

T-P (mg/L)	10	3	12	4.5	7	3	8	4
汚水等の1日当たりの量 (m ³)	450	450	500	500	450	450	500	500

施設名	排水処理施設(新設)				
主要寸法	11,600 L×16,100 W ×5,000 H				
能力	BOD 負荷 360kg/日				
処理の方式	接触ばっ気方式(ビオスフェア投入)				
1日当たりの使用時間	24時間				
使用の季節的変動の有無	なし				
汚水等の汚染状態	区分	通常		最大	
		項目	処理前	処理後	処理前
	pH	6~8	6~8	6~8	6~8
	BOD (mg/L)	600	30	650	40
	COD (mg/L)	350	30	400	40
	SS (mg/L)	200	30	250	40
	n-Hex (mg/L)	20	4	25	4.5
	T-N (mg/L)	25	20	25	20
	T-P (mg/L)	7	3	8	4
汚水等の1日当たりの量 (m ³)	450	450	480	480	

別表第3 排出水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	区分	既設		既設	
		No.1 排出口 (変更前)		No.1 排出口 (変更後)	
	項目	通常	最大	通常	最大
	pH	6~8	6~8	6~8	6~8
	BOD (mg/L)	20	80	30	40
	COD (mg/L)	30	60	30	40
	SS (mg/L)	30	90	30	40
	n-Hex (mg/L)	<1	5	4	4.5
	T-N (mg/L)	20	30	20	20
T-P (mg/L)	3	4.5	3	4	
排水の1日当たりの量 (m ³)	450	500	900	980	
備考					

(令和8年5月15日揭示済)

和歌山市告示第202号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項、第115条の5第2項、第115条の15第2項及び第115条の25第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条、第78条の11、第85条、第115条の10、第115条の20及び第115条の30の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険 事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30901 01373	HORIN株式会 社	リハビリ特化型デイサー ビス蒲輪の里 和歌山市西浜1270- 1	地域密着型通所介 護	令和8年4月30日
30601 91099	HORIN株式会 社	訪問看護ステーション蒲 輪の里 和歌山市紀三井寺516 番1-202	訪問看護 介護予防訪問看護	令和8年4月30日
30701 13372	HORIN株式会 社	ヘルパーステーション蒲 輪の里 和歌山市紀三井寺516 番1-202	訪問介護	令和8年4月30日
30701 13380	HORIN株式会 社	なぐさ介護センター 和歌山市紀三井寺516 番1-201	訪問介護	令和8年4月30日
30701 14180	社会福祉法人みど り会	みどりデイサービスセン ター 和歌山市土佐町3丁目2 5番地	通所介護	令和8年4月30日
30101 11148	和歌山中央医療生 活協同組合	生協芦原診療所 和歌山市雄松町2丁目5 5	居宅介護支援	令和8年4月30日
30701 13794	和歌山中央医療生 活協同組合	ケアプランセンター生協 中之島 和歌山市中之島880- 2	居宅介護支援 介護予防支援	令和8年4月30日
30701 12754	株式会社春風会	春風会わかのうらケアプ ランセンター 和歌山市和歌浦中1丁目 1番15号	居宅介護支援	令和8年4月30日
30901 00441	社会福祉法人東和 歌山福祉会	グループホームあんず 和歌山市東田中310	認知症対応型共同 生活介護 介護予防認知症対 応型共同生活介護	令和8年4月30日

（令和8年5月15日揭示済）

和歌山市告示第203号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項第4号の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30901 01373	HORIN株式会社	リハビリ特化型デイサービス蒲輪の里 和歌山市西浜1270-1	予防給付型通所サービス 短時間型通所サービス	令和8年4月30日
30701 13372	HORIN株式会社	ヘルパーステーション蒲輪の里 和歌山市紀三井寺516番1-202	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和8年4月30日
30701 13380	HORIN株式会社	なぐさ介護センター 和歌山市紀三井寺516番1-201	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和8年4月30日
30701 14180	社会福祉法人みどり会	みどりデイサービスセンター 和歌山市土佐町3丁目25番地	予防給付型通所サービス	令和8年4月30日

(令和8年5月15日掲示済)

和歌山市告示第204号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第46条第1項及び第53条第1項本文による指定をしたので、同法第78条、第85条及び第115条の10の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30601 91859	株式会社ころね	訪問看護ステーション ココレ 和歌山市内原918-5 コトブキコーポ203	訪問看護 介護予防訪問 看護	令和8年5月1日
30701 15427	株式会社rezum	ヘルパーステーションリズム和歌山 和歌山市西小二里三丁目3 番30 センチュリーパリス101号	訪問介護	令和8年5月1日
30701 15435	合同会社縁	ゆかり 和歌山市松江北2丁目20 番26号	居宅介護支援	令和8年5月1日
30701 15443	株式会社Mc&W	えんむすびケアプランセンター 和歌山市布施屋603-1 ベルハウス布施屋II205	居宅介護支援	令和8年5月1日

(令和8年5月15日掲示済)

和歌山市告示第 205 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 の 3 第 1 項の第 1 号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 1 号事業に関する規則（平成 28 年規則第 94 号）第 16 条の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 5 月 15 日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険 事業者番号	事業者又は開設者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30717 00565	社会福祉法人聖アン ナ福祉会	デイサービスセンター きしがわ園 和歌山県紀の川市貴志 川町尼寺 359	予防給付型通所サ ービス	令和 8 年 5 月 1 日

(令和 8 年 5 月 15 日 揭示済)

和歌山市告示第206号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成15年規則第11号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月15日

和歌山市長 尾花正啓

氏名	診療科目	診断する障害の種類	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
宮本 貴史	脳神経外科	肢体不自由	和歌山県立医科大学 附属病院	和歌山市紀三井寺 811-1	令和8年 5月1日
坂田 康裕	形成外科	肢体不自由	和歌山県立医科大学 附属病院	和歌山市紀三井寺 811-1	令和8年 5月1日
藤本 貴大	心臓血管外科	心臓機能障害	和歌山県立医科大学 附属病院	和歌山市紀三井寺 811-1	令和8年 5月1日
中村 諒	心臓血管外科	心臓機能障害	和歌山県立医科大学 附属病院	和歌山市紀三井寺 811-1	令和8年 5月1日
出口 敦子	内科、 腎臓内科、 透析科	じん臓機能障害	和歌山生協病院	和歌山市有本 143-1	令和8年 5月1日

(令和8年5月15日揭示済)

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第5項の規定により公告する。

令和8年5月15日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 土地の所在・地番
和歌山市西庄字坂ノ谷1102番7
和歌山市西庄字岩ノ谷1107番25
- 2 筆界案を確認することができる場所
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階
電話 073-435-1075
- 3 筆界案を確認することができる者
1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者。
- 4 筆界案の作成者
和歌山市
- 5 3に記載した者は、公告の日から20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和8年5月15日揭示済）

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和8年5月8日

和歌山市農業委員会
会長 谷 河 績

1 開催日時

令和8年5月13日 13時00分

2 開催場所

和歌山市農業委員会事務局 会議室

3 審議案件

- (1) 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
- (2) 農地法第2条の農地でない旨の証明願について
- (3) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (6) 非農地通知について

(令和8年5月8日揭示済)

和歌山市企業局告示第20号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第1号の規定により告示する。

令和8年5月13日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
和歌山市杭ノ瀬77番地20 武田電気株式会社 代表取締役 武田 修治	武田電気株式会社	和歌山市杭ノ瀬77番地20	令和8年4月9日	第669号

（令和8年5月13日揭示済）